（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）

第十二条　平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え）

第十三条　平成二十六年改正法附則第十四条第六項において国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
	第一項各号に掲げる権限	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定による厚生労働大臣の申請の受理及び処分の権限（以下この条において「申請の受理及び処分の権限」という。）
	の全部若しくは一部を行う	を行う
	若しくは不適当	又は不適当
	同項各号に掲げる権限の全部又は一部	申請の受理及び処分の権限
第四項	第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部	申請の受理及び処分の権限
	又は前項	又は同項
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第六項	第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部	申請の受理及び処分の権限
	又は第三項	又は同項
	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分の権限
第七項	前各項	第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分の権限
	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分の権限

（所得の範囲）

第十四条　国民年金法施行令第六条の十の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用する。

（所得の額の計算方法）

第十五条　国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。

（指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え）

第十六条　平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定により平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百九条の二第四項	全額免除要件該当被保険者等	納付猶予要件該当被保険者等（政府管掌年金事業等の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。）
	第九十条第一項各号	平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号
第百九条の二第八項	第一項の指定の手続その他前各項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項から第三項までの規定及び同条第四項の規定によりみなして適用される第四項から前項まで
第百十三条の二第四号	第百九条の二第七項	平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定によりみなして適用される第百九条の二第七項

附　則

この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百六号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十五第二項及び第三十三条の十六の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二十九第一号及び第三十六条の三十第一号ニ中「加える」を「行う」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。